

○熊本県宅地造成等規制法施行細則

(昭和 42 年 4 月 18 日規則第 16 号)

改正 平成 10 年 10 月 14 日規則第 47 号 平成 12 年 3 月 31 日規則第 5 号
平成 18 年 7 月 10 日規則第 54 号 平成 19 年 12 月 19 日規則第 64 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 18 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 6 号
平成 27 年 6 月 5 日規則第 35 号 令和 3 年 7 月 30 日規則第 32 号
令和 4 年 3 月 31 日規則第 17 号

熊本県宅地造成等規制法施行細則をここに公布する。

熊本県宅地造成等規制法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成等規制法(昭和 36 年法律第 191 号。以下「法」という。)の施行に関し、宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号。以下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書等の様式)

第 2 条 法第 6 条第 1 項(法第 18 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書及び同条第 2 項に規定する試掘等の許可証の様式は、それぞれ別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式に定めるとおりとする。

(許可申請書の添付書類)

第 3 条 宅地造成に関する工事の許可申請書には、省令第 4 条に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 宅地造成に関する工事(以下「工事」という。)をしようとする土地の登記事項証明書
- (2) 他人の所有する土地において工事をしようとする場合は、当該土地所有者の土地使用承諾書
- (3) 農地を転用する場合は、農地転用許可書
- (4) 工事現場代理人及び主任技術者の氏名
- (5) 工事工程計画表
- (6) 資金計画表
- (7) 工事完了後の土地利用計画書

2 知事は、前項に規定する書類のほか、必要と認める書類を提出させることができる。

(技術的基準の特例)

第 4 条 政令第 15 条第 1 項に規定する擁壁の設置に代えてとることのできる他の措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 石積み
- (2) 積み苗

(3) 前各号に掲げるもののほか、知事が相当と認めたもの
(協議の申出)

第5条 法第11条に規定する協議の申出は、宅地造成工事協議書(別記第4号様式)に省令第4条に規定する図面、構造計算書及び安定計算書を添付して行なうものとする。

(工事計画変更許可の申請等)

第6条 省令第25条の申請書の様式は、宅地造成工事計画変更許可申請書(別記第5号様式)とする。

2 法第12条第2項の規定による軽微な変更の届出は、宅地造成工事変更届(別記第6号様式)により行なうものとする。

(届出書の添付書類等)

第7条 法第15条第1項及び第2項の規定による届出に係る省令第29条の届出書には、工事概要書(別記第7号様式)及び省令第4条に規定する図面を添付しなければならない。

2 前項の届出を行った者は、当該工事が完了したときは、完了後10日以内に工事完了届(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

3 法第15条第3項の規定により宅地以外の土地を宅地に転用した場合の届出に係る省令第29条の届出書には、当該転用の日前に当該土地について工事を行ったときは、当該工事の工事概要書(別記第7号様式)を添付しなければならない。

(届出事項の変更)

第8条 前条第1項の届出を行った者が当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、届出事項変更届(別記第9号様式)により、知事に届け出なければならない。

(工事中止等の届出)

第9条 造成主又は法第15条第2項の規定により届出を行った者は、工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止したときは、宅地造成工事中止等届(別記第10号様式)により、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(工事の一部検査)

第10条 知事は、許可に係る宅地が、次の各号の一に該当する場合は、造成主の申出により、当該工事の一部について完了の検査を行なうことができる。

(1) 宅地を分割しても災害防止上支障にならず、かつ分割した宅地を独立して使用に供し得るものであるとき。

(2) その他知事が相当と認めたとき。

(書類の提出)

第11条 法、政令、省令又はこの規則により知事に提出する書類は、正副2通とし、所管広域本部に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 10 月 14 日規則第 47 号)

- 1 この規則は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県宅地造成等規制法施行細則(中略)(以下「熊本県狂犬病予防法施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県狂犬病予防法施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 5 号)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行(中略)する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の(中略)熊本県宅地造成等規制法施行細則(中略)(以下「熊本県水産業協同組合法施行細則等」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県水産業協同組合法施行細則等の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成 18 年 7 月 10 日規則第 54 号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 19 日規則第 64 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 18 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 6 号)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県畜貸付規則、熊本県水産業協同組合法施行細則、熊本県牧野法施行細則、熊本県家畜改良増殖法施行細則、熊本県税条例施行規則、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則、熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則、熊本県土地区画整理法施行細則、熊本県分収造林指導規則、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県屋外広告物条例施行規則、熊本県税特別措置条例施行規則、熊本県港湾管理条例施行規則、熊本県養蜂振興法施行細則、熊本県宅地造成等規制法施行細則、熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、熊本県林業種苗法施行細則、熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則、熊本県自然環境保全条例施行規則、熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則、熊本県森林組合法施行細則、熊本県景観条例施行規則、熊本県砂防指定地管理条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施

行規則(以下「熊本県種畜貸付規則等」という。)の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県種畜貸付規則等の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成27年6月5日規則第35号)

- 1 この規則は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県宅地造成等規制法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県宅地造成等規制法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(令和3年7月30日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第17号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式

様式

[別紙参照]

別記第2号様式

様式

[別紙参照]

別記第3号様式 削除

別記第4号様式

[別紙参照]

別記第5号様式

様式

[別紙参照]

別記第6号様式

様式

[別紙参照]

別記第7号様式

[別紙参照]

別記第8号様式

[別紙参照]

別記第9号様式

[別紙参照]

別記第10号様式

様式

[別紙参照]